

口蹄疫への対応について (補足説明資料)

目次

I 口蹄疫について

口蹄疫について	2
諸外国の対応例について	3

II 2000年の発生及び教訓を踏まえた対応について

2000年の口蹄疫発生について①	5
2000年の口蹄疫発生について②	6
防疫指針の作成について	7
注意喚起後の都道府県の対応について	8
家畜防疫員の配備状況について	9
口蹄疫に対する水際対策について	10

I 口蹄疫について

口蹄疫について

- 伝播力がきわめて強く、発病に伴う発育障害、運動障害及び泌乳障害により、経済的被害はきわめて大きい
- 国あるいは地域ごとに家畜、畜産物等に厳しい輸入制限が課され、国際流通にも大きな影響を及ぼす
- 家畜伝染病予防法において「法定伝染病」に指定し、患畜・疑似患畜は、殺処分を義務付け
殺処分した疑似患畜については、国が当該家畜の評価額の4/5を発生農場に交付

家畜の感染症に関する国際機関であるOIE(国際獣疫事務局)が最も警戒する感染症の1つ

きわめて強い伝播力

甚大な経済被害

〔 発病後の発育障害、運動障害、
泌乳障害 〕

国際流通への影響

〔 我が国からの牛肉・豚肉の輸出額
牛肉：45億円
豚肉：4億円 (いずれも平成21年度) 〕

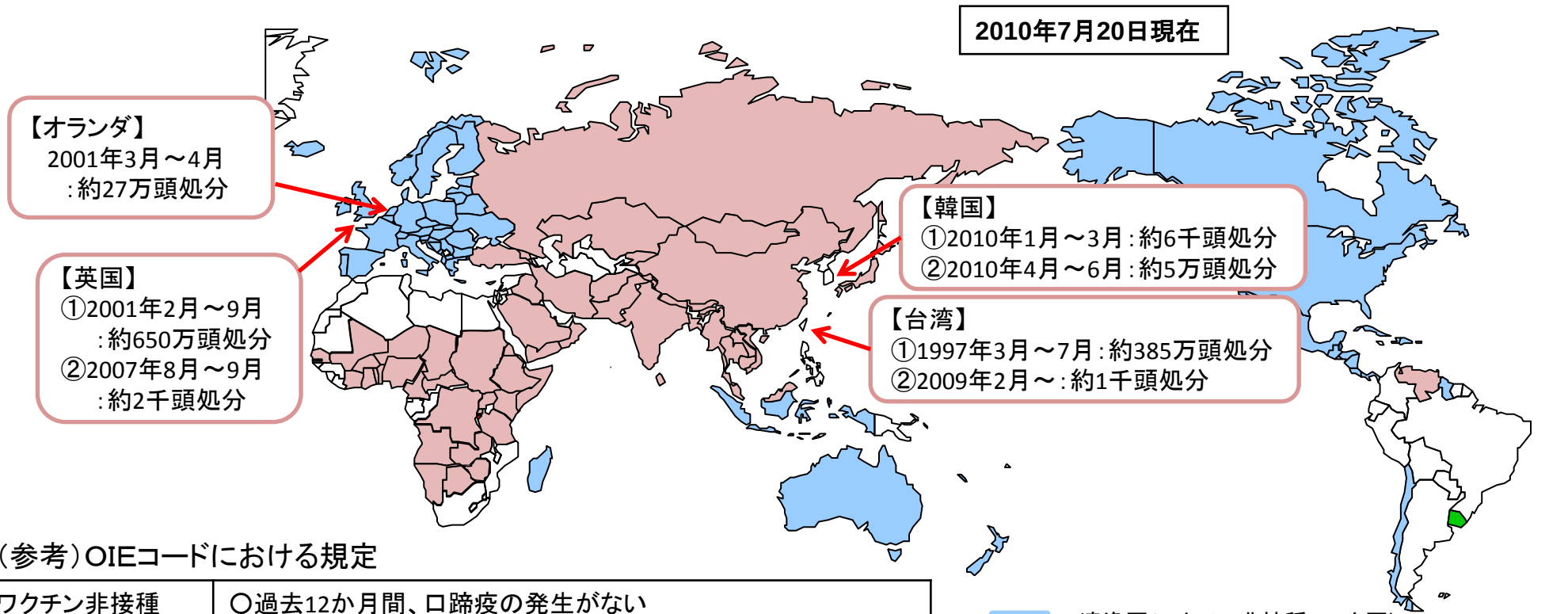
➤ 感染後に回復した牛やワクチン接種牛は、ウイルスを長期間保有し、新たな感染源となる
(キャリアー化)

➤ 口蹄疫ウイルスには7種類のタイプ(血清型)があるが、相互にワクチンが全く効かない
➤ ウイルス抗原は変異を起こしやすい
➡ ワクチンのみでは本病の根絶は困難

感染した家畜の摘発・淘汰による処分が、
本病の清浄化のための基本

諸外国の対応例について

- 近年の英国、韓国等における発生時にも殺処分による清浄化を実施
- OIEコード上、口蹄疫清浄国は、ワクチン非接種清浄国とワクチン接種清浄国に分類
- 欧州、北米、豪州等は、ワクチン接種によらず、清浄性を維持する方針。一方、南米諸国は、ワクチン接種により清浄化を目指す方針



(参考)OIEコードにおける規定

ワクチン非接種 清浄国	○過去12か月間、口蹄疫の発生がない ○過去12か月間、口蹄疫ワクチン接種が実施されていない
ワクチン接種 清浄国	○過去2年間、口蹄疫の発生がない ○定期的なワクチン接種が口蹄疫予防の目的で実施されている

- ＝清浄国(ワクチン非接種:62カ国)
- ＝ワクチン接種清浄国(1カ国)
- ＝非清浄国のうち、現在口蹄疫の発生している国
- ＝非清浄国

Ⅱ 2000年の発生及び教訓を 踏まえた対応について

2000年の口蹄疫発生について①

- 2000年3月25日、宮崎県宮崎市の肉用牛肥育農家(飼養頭数10頭)の飼養牛について、疑似患畜と診断。以降、合計で宮崎県3戸35頭、北海道で1戸705頭を殺処分(豚での感染はなかった。)
- 抗体検査や感染実験の結果、原因となったウイルスの感染力・伝播力が弱いことが判明。また、侵入源は中国産麦わらが他の要因に比べて最も可能性が高いとされた。

10年前の発生状況

農 場		診断日	殺処分完了日	殺処分頭数	移動制限区域設定
宮崎	A農場	3/25	3/26	10	3/25~ 4/22
	B農場	4/3	4/4	9	4/3~ 4/25
	C農場	4/10	4/10	16	4/9~ 5/2
北海道	D農場	5/11	5/15	705	5/11~ 6/9

分離されたウイルスを用いた感染実験

- ・ 牛での病原性は弱く、黒毛和種の同居感染は成立しても、乳牛の同居感染は成立しなかった。ウイルス接種牛においても、典型的な病変である水疱形成はなく、乳牛ではほとんど症状を示さなかった。
- ・ 豚では、感染により典型的な症状を示し、同居感染も成立した。

疫学調査結果

- ・ 初発農場で使用されていた中国産麦わらが他の要因に比べ侵入源として最も可能性が高い。
- ・ 北海道の発生農場と宮崎県の発生農場とを関連づける事実は確認できず、その感染経路を推定することは困難。

2000年の口蹄疫発生について②

- 2000年における口蹄疫の発生を踏まえ、同年7月に今後における輸入検疫及び国内防疫のあり方について、広く有識者の意見を聴取するため、家畜防疫に関する研究会を設置。
- 同研究会は、患畜等のと殺、焼埋却について、畜産経営の大規模化が進行している中で、家畜防疫員が自ら実施できるようにすべきこと等を提言。これを受け、患畜等のと殺、焼埋却について、家畜防疫員自ら実施できること等を定めた家伝法の改正法案が提出され、可決・成立。

家畜防疫に関する研究会 骨子(抄)

- ・ 患畜等のと殺、焼埋却については、畜産経営の大規模化が進行している中で、家畜所有者自身では迅速な防疫対応が困難な場合には、家畜の所有者への指示に代えて家畜防疫員が自ら実施できるようにすべき。
- ・ 発生時の通行遮断について、地域社会の生活、経済への影響を考慮しつつ、大量の家畜の処分等が必要な場合に対応するため、現行の「48時間以内」を延長すべき。
- ・ 粗飼料等を介した感染経路の調査が必要となっていることを踏まえ、飼料製造業者、輸入業者、販売業者等から報告を求めることができるようにすべき。
- ・ 輸入粗飼料を介した口蹄疫の侵入のおそれに対応し、わら及び乾草について、輸入禁止、届出及び輸入検査の義務化等が可能となるよう措置すべき。

家畜伝染病の一部を改正する法律(抄)

【初動防疫体制の強化】

- ・ 患畜等のと殺、焼埋却について、所有者自らでは短期間に実施することが困難な場合等家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、家畜防疫員自ら実施できることとする。
- ・ 通行遮断・制限の期限を48時間以内から72時間以内に延長。

【わら等に関する輸入検疫・国内防疫措置の強化】

- ・ 原因究明等の報告徴収の対象に、飼料の販売、製造又は輸入の事業を行う者を追加。
- ・ 穀物のわら等を輸入検疫対象等に追加。

防疫指針の作成について

- 平成16年の家畜伝染病予防法改正において、重要な疾病について、検査、消毒、家畜等の移動の制限等と総合的に実施するための防疫指針を作成することとされ、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針を作成・公表(平成16年12月作成)

<指針の概要>

基本方針

殺処分について

- ・まん延防止のため疑似患畜を早急に殺処分
- ・都道府県はあらかじめ市町村等と協議を行い、処理方法を検討し、焼埋却の場所の確保に努めるよう指導・助言

移動等の制限

- ・移動・搬出制限区域の設置
- ・移動制限区域内のと畜場の閉鎖や催し物等の開催の制限

ワクチンについて

- ・ワクチンは発症の抑制には効果があるものの、感染を完全に防御することはできない
- ・まん延防止が困難であると判断された場合、ワクチンの使用を検討

異常の通報～疑似患畜確定時の流れ

- ・農家から各都道府県へ口蹄疫が疑われる異常の通報
- ↓
- ・家畜保健衛生所から家畜防疫員が現場へ急行し、症状や経緯等を確認
- ↓
- ・口蹄疫が否定できない場合、動物衛生研究所海外病研究施設(小平)へ病変部材料を送付
- ↓
- ・動物衛生研究所からの検査結果及び県からの現地調査結果等から判断
- ↓ (陽性の場合)
- ・動物衛生課と都道府県とで調整し、マスコミに口蹄疫発生の旨をプレスリリース

疑似患畜確定以降について

対策本部の設置

- ・発生都道府県及び農林水産省に対策本部をそれぞれ設置

移動制限区域の設定

- ・原則として発生農場から半径10kmを移動制限区域、半径20kmを搬出制限区域とそれぞれ設定

汚染物品の処理

- ・疑似患畜の排せつ物等は焼却又は埋却を原則とするが、困難な場合は拡散防止措置を行った上でたい肥化

人員の確保

- ・防疫に必要な人員は関係機関・団体の協力を得て確保
- ・想定を超える大規模な発生があった場合、自衛隊への派遣要請を行う

消毒等

- ・消毒はその対象物に応じ、口蹄疫ウイルスに有効な苛性ソーダ等により消毒

感染源及び感染経路の究明

- ・本病の感染源及び感染経路を究明し、家畜、人及び車輛の移動、飼料の利用、物品の移動、野生動物との接触の可能性等を網羅的に調査する。

注意喚起後の都道府県の対応について

- 本年1月及び4月の韓国における口蹄疫の発生を受け、都道府県や畜産団体に対し、飼養衛生管理の徹底等、防疫対策に万全を期すよう、関係者に周知するよう依頼。
- 4月20日、宮崎県における口蹄疫の発生を受け、都道府県に対し、関係者への通知、危機管理体制の点検、緊急調査の実施等を依頼。

注意喚起の通知を受け、
全都道府県が県内関係者への情報提供を実施

生産者団体

畜産農家

獣医師

関係者への周知方法は都道府県により様々

- ・ 書面（通知の写しの送付、広報誌、チラシ作成）
- ・ 電話、FAX、農家訪問
- ・ 会議、研修会 等

◎ 宮崎県の対応（1月の韓国での口蹄疫発生時）

宮崎県

通知送付・周知依頼

生産者団体

- ・ 症状周知
- ・ 健康観察・早期通報
- ・ 消毒の徹底
- ・ 飼養衛生管理状況の遵守

通知送付
電話

畜産農家

獣医師

通知送付

口蹄疫 の侵入を防ぎましょう！！

近隣諸国で「口蹄疫」発生中
韓国、中国、台湾で
続発しています！！

<最近の発生>
韓国：H22.1.19
中国：H22.2.25
台湾：H22.2.12

原因：口蹄疫ウイルス
感染動物：牛、豚、めん羊、山羊などの偶蹄類の動物
伝播：鼻汁・唾液の飛沫、または水泡（水ぶくれ）の破裂によるウイルスの飛散、接触、空気感染
主な症状：発熱、元気消失、発疹、多量のよだれ、舌などの口や蹄（ひづめ）の付け根及び乳頭などに水泡を形成し、食欲不振や脚を引きずるなどの症状を示す。
※口蹄疫に感染した乳肉が流通することはありません。また、人には感染しないので、仮に感染した乳肉を食べても健康に影響ありません。

☆農場における消毒・入場制限
☆発生国への渡航自粛

日頃から「飼養衛生管理基準」を遵守した衛生管理に努め、
万全の防疫対策を！！

- 異常家畜の早期発見と早期通報
- 口蹄疫発生国渡航者の農場等畜産関係施設への立入自粛
- 農場への人や車両の出入り制限と消毒の徹底
- 畜産物の残さ（残飯を含む）給与時の加熱処理の徹底
- 購入飼料がどこの国から輸入されているかを確認
- 輸入粗飼料への異物（糞・骨等）混入の際の給与中止と届出

問合せ先

鹿児島中央家畜保健衛生所 (099-274-7555)	北薩家畜保健衛生所 (0996-22-2184)
〃 熊毛支所 (0997-27-0036)	始良家畜保健衛生所 (0995-62-3070)
〃 大島支所 (0997-63-0045)	曾於家畜保健衛生所 (099-487-2351)
〃 徳之島支所 (0997-83-0074)	肝属家畜保健衛生所 (0994-43-2515)
南薩家畜保健衛生所 (0993-83-2156)	鹿児島県農政畜産課 (099-286-3224)
(社)鹿児島県畜産物衛生指導協会 (099-258-6618)	

鹿児島県肉用牛振興協議会 (TEL 099-214-7005) ・ 「かごしま畜産の日」実行委員会
http://www.minc.ne.jp/k-nikushin

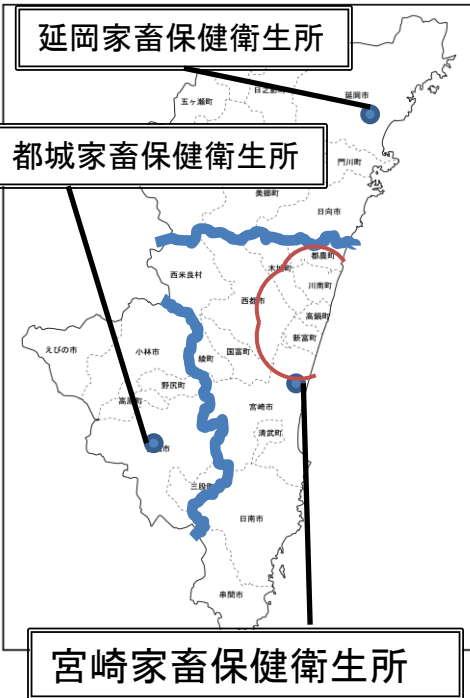
鹿児島県作成の注意喚起チラシ

家畜防疫員の配備状況について

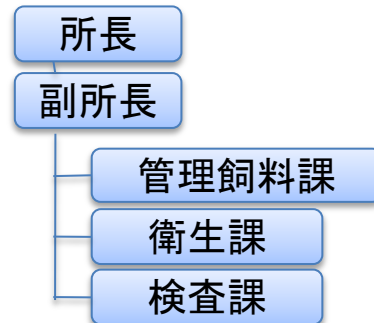
- 家畜防疫員1名当たりの管理頭数は都道府県の中で宮崎県が最大。
- 宮崎県からの要請に応じ、各都道府県から、のべ5,046人の家畜防疫員を宮崎県に派遣。

	家畜防疫員	家保数	家保獣医師 1名当たり 管理頭数
	(人)	(箇所)	(U*／ 人)
北海道	183	14	8,465
鹿児島県	76	6	9,976
宮崎県	47	3	11,430
茨城県	48	4	7,225
千葉県	66	4	5,105
平均	46	4	3,055

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）を使用したものである。（承認番号：平13総保、第42号）



家畜防疫員 23名



獣医師の派遣人数



自衛隊派遣

ワクチン接種

殺処分終了

* 家畜衛生単位(U): 牛、豚、鶏の飼養頭数を換算係数に基づき換算したもの(牛:豚:鶏=1:0.2:0.01)

口蹄疫に対する水際対策について

- 発生国からの偶蹄類の動物及び畜産物等は、原則輸入禁止。
- 中国産稲わらについては、以下の条件を満たしたものに限り、輸入可能。
(韓国及び台湾からの稲わらは、現在輸入禁止。)
- ・ 過去3年間、半径 50 km 以内で口蹄疫が発生していない地域で生産されたもの
- ・ 農林水産大臣の指定した施設において、湿熱 80 度以上で 10 分以上加熱処理されていること 等
- 国際空海港において、口蹄疫及び鳥インフルエンザ発生国からの車両消毒及び旅客等の靴底消毒を実施。



空港の検疫ブース前



海港

空海港における
消毒マット

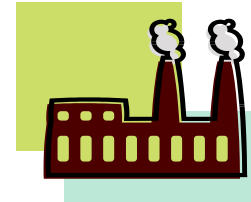
人・車両は消毒
マットの上を通過。

植物防疫の観点からも、
(1)加熱処理が条件
(2)現地で植物防疫官の立会



過去3年間半径50km
以内で発生がない地
域で生産

中国からの稲わらの検疫



大臣指定施設
・ワンウェイ化施設
・加熱処理
(80℃、10分以上)

加熱後、当該施
設において密封
式コンテナに封印

家畜防疫官による
現物検査

植物防疫官による
現物検査

合格

